

(様式 募-4) 交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム 説明書

募集件名	交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム企画募集
募集内容	<p>区役所戸籍住民課窓口を設置する交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システムについて、広告を活用した設置・運営経費の削減につながる企画を募集します。</p> <p>※宮城総合支所税務住民課は交付番号表示システムのみ。</p>
契約期間等	<p>契約期間：原則5年</p> <p>設置希望年月日：令和4年1月31日までの閉庁日</p> <p>設置場所：</p> <p>①（交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム） 青葉・宮城野・若林・太白・泉の各区役所1階戸籍住民課窓口・待合スペース</p> <p>②（交付番号表示システム） 宮城総合支所1階税務住民課窓口・待合スペース</p> <p>※設置場所詳細は別紙配置図のとおり</p>
募集の詳細な内容	<p>① 別添仕様書の基準を満たす内容でご提供ください。（お支払いいただく広告掲載料は提案書にご記入ください。）</p> <p>② 仕様書の指定する場所に機器設置等工事を行ってください。</p> <p>③ 「仙台市広告掲載要綱」及び「仙台市広告掲載基準」（以下「要綱等」という。）に基づき、仕様書の広告スペースに広告を掲載することができます。（掲載する広告は要綱等を遵守したものに限りです。）併せて本市行政情報の掲載も行っていただきます。</p> <p>④ 本市が広告審査を速やかに行えるよう、広告募集の進捗状況について、随時市民局戸籍住民課戸籍住民係までご報告ください。</p>
選定・評価基準	<p>①要綱等に規定する規制業種・事業者は提案者として認められません。また、掲載する広告の内容は、要綱等に規定する掲載基準を満たすものとします。</p> <p>②事業者の選定においては、媒体所管部署により、広告掲載料の金額を基礎とし、企画力や実績等、総合的に判断したうえで、事業者を決定いたします。</p> <p>※本件は、最低予定価格（非公表）を設定します。</p>
提案にあたっての留意点	<p>①広告取扱だけでなく、交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システムの調達・提供方法も含めた形でのご提案をお願いいたします。</p> <p>②交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム設置に伴う工事及び設置後の保守等及び契約期間終了後の撤去に伴う工事（光回線用ルーター設置含む）を含めたご提案をお願いいたします。</p> <p>③工事にあたっては安全性に十分ご配慮くださいますようお願いいたします。</p> <p>④ご提案の際の必須項目</p> <p>ア. 交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システムに関する こと</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置物の仕様や機能</li> <li>・設置方法</li> <li>・類似物の設置実績</li> <li>・表示モニターの表示イメージと番号のサイズ</li> </ul> イ.広告の募集方法 ウ.独自の提案内容がある場合は記入すること
募集についての説明	この募集に関して、具体的な説明を希望する場合は、下記のとおりお問い合わせください。
	期 間 令和3年10月15日から令和3年11月12日まで ※受付時間は、月～金（祝日除く）9:00～17:00まで
	方 法 下記担当まで直接来庁されるか、電話またはE-mailでお問い合わせください。
提案書の提出	提案書の提出期限等は下記のとおりです。
	期 間 令和3年10月15日から令和3年11月12日まで ※受付時間は、月～金（祝日除く）9:00～17:00まで
	方 法 下記担当まで直接持参または郵送いただくか、E-mailにて送信ください。なお、E-mailの場合は受信確認のため電話連絡をお願いします。
広告募集担当	仙台市 財政局 財政企画課 公共施設総合調整係
	住 所 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 市役所本庁舎4階
	電話・FAX TEL022-214-8068 FAX022-262-6709
	E-mail zai003005@city.sendai.jp

[添付資料] (有)・無

- ・仕様書（交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム）（様式 募-5）
- ・交付番号表示システム・受付呼出番号表示・待合状況公開システムの使用に関する契約書（案）
- ・各区、宮城総合支所の設置希望位置・必要機材一覧
- ・提案書

※仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準は仙台市公式ホームページに掲載しています。

<https://www.city.sendai.jp/zaise-kokyo/jigyosha/keyaku/jigyosha/kokoku/index.html>

[留意点]

- ア 提出期間経過後の申込書の受付はできません。
- イ 申込書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担となります。
- ウ 提出された申込書は、返却しません。
- エ 提出された書類は、審査の用以外に申込者に無断で使用することはありません。
- オ 提出期間経過以降における申込書の差し替え及び再提出は認めません。
- カ 申込書に虚偽の記載をした場合は、当該申込書を無効とします。
- キ 広告掲載事業者に決定した者以外の申込状況については公表しません。